

有馬委員長ハ右ヲ以テ質問終了ト認メ大臣及説
明員ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ハ此ノ儘可
決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決シ審査報
告ノ作成ハ之ヲ委員長ニ一任スルコトニ決ス
仍テ委員長閉會ヲ宣ス

(午後五時閉會)

外務省官制中改正ノ件外六件第一回審査委員會

昭和十五年十月二十三日(水曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

原 議 長

鈴木 副議長

審査委員長

石井 顧問官

審査委員

7.

臨
密
院

有馬顧問官
石塚顧問官
南顧問官
松井顧問官
小幡顧問官
竹越顧問官

國務大臣

松岡外務大臣

説明員

村瀨法制局長官

森山法制局參事官
宮内法制局參事官
阪本外務省歐亞局長
寺崎外務省亞米利加局長
石澤總領事
門脇外務書記官
小野外務書記官
三浦外務事務官
北島拓務次官

堀江書記官長
諸橋書記官
高辻書記官

(午前十時三十分開會)

石井委員長開會ヲ宣ス

松岡外務大臣ヨリ外務省關係ノ各件ニ付北島拓務次官ヨリ拓務省關係ノ各件ニ付夫々説明アリ

石塚・南兩委員ヨリ小林蘭印特派使節ガ未ダ使命ヲ果サザルニ今回突如歸朝セントスル理由ニ付訊ス所アリ

松岡外務大臣ヨリ一ニハ中小高工業者失業問題重大化セントシ主管大臣ノ不在ヲ許サザルノ事情發生シタルニ由ルモノナルモ蘭印經濟交渉モ三國條約締結後急速ニ進捗シ石油ハ二百萬噸以上ニ纏ワリ其ノ他有望ナルコトニセツレシヨシヲ得タルヲ以テ之ヲ機會ニ現地ノ事情ニ基ク打合ヲ遂ゲンガ爲紀元二千六百年記念式典參列ニ事寄ヤ歸朝セントスルモノナル旨ノ答辯アリ

小幡委員ヨリ「バルト」三國公使館廢止ノ政治的意義ヲ問ヒ且日ソ國交調整ニ付外務大臣ハ之ガ爲「ポーツマス」條約ニ基ク權益ヲ拋棄スルモ吾カナラズトノ意向ヲ有スル

ヤニ聞クモ其ノ真意如何ヲ訊シタルニ對シ松岡外務大臣ヨリ三國公使館ノ廢止ハ之ヲ以テ日ソノ國交調整ニ資セシメントスルノ意義ヲモ有シ而シテ兩國國交ノ調整ニ付テハ「ギブアンドテーク」ノ方針ヲ必要トスルモ「ポーワマス」條約ノ權益ニ累ヲ及ボスガ如キハ事極メテ重大ニシテ輕々レク考慮スルコト能ハズ現ニ之ヲ考慮スルコトナシ但ダ同條約ノ權益以上ノモノヲ獲得シ且根本的國交調整成ルモノトセバ上ノ御允許ヲ得タル上之ニ變更ヲ加フルコトアルヤモ知レザル旨ノ答辭アリ

石井委員長本日ハ之迄トシ閉會ヲ宣ス

(午後十二時三十分閉會)

外務省官制中改正ノ件外六件第二回審査委員會

昭和十五年十月三十一日(木曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

原 議 長

鈴木副議長

審査委員長

石井顧問官

審査委員

編 審 記

押印
密
印

關席者

石塚 顧問官

南 顧問官

松井 顧問官

小幡 顧問官

竹越 顧問官

有馬 顧問官

國務大臣

松岡 外務大臣

説明員

秋田 拓務大臣

村瀨 法制局長官

森山 法制局參事官

宮内 法制局參事官

臼井 法制局參事官

阪本 外務省歐亞局長

寺崎 外務省亞米利加局長

小野 外務省通商局長

東光 外務事務官

三浦外務事務官

森部拓務省拓務局長

江口拓務書記官

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

(午前十時十分開會)

石井委員長開會ヲ宣ス

石塚委員ヨリ邦人ノ南方進出ハ極メテ雜然トシ之ガ
監督系統錯綜ヲ極メ爲ニ事業ノ經營ニ支障ヲ來
スコトアルベシト爲シ外務、陸軍、海軍、拓務等各省ノ
聯絡關係ヲ訊シタルニ對シ松岡外務及秋田拓務兩大
臣ヨリ事變遂行ノ途次ナルヲ以テ之ヲ一元化スルコト
難キモ適當ノ時期ニ於テ統制スベク夫レ迄ノ實際ノ運
營ニ於テ連絡協調ニ努ムベキ旨ノ答辯アリ
南委員ヨリ時局突破ノ爲ニハ大消費者タル政府自ラ
節約ニ努ムルノ要アリトシ之ガ具體的方法ニ付訊ス
所アリ村瀨法制局長官ヨリ政府ハ極力節約ヲ爲ス

ノ趣旨ヨリ曩ニ實行豫算ヲ編成シ昭和十五年度豫算
總額ニ比シ約六億圓ノ節約ヲ實行セントスルモ尚時局
ノ觀點ヨリ重點主義ヲ以テ官廳事務ヲ再編成シ其
一部ヲ整理セントシテ企圖シツツアル旨ノ答辯アリ同
委員ハ次テ政府ハ新體制運動ノ一トシテ民間ノ諸機
構ヲ一元化セントシツツアルニ官廳ノ側ニ於テハ其ノ
機構ヲ愈々多元化スル傾向アリトシ大東亞ノ觀點ヨ
リスルモ本案ノ外務省南洋局ハ之ヲ同省東亞局ニ
統合スルヲ可トスベキ旨ヲ述ベタルニ對シ松岡外務
大臣ヨリ南洋ニ關スル現在殊ニ將來ニ於ケル事務

ハ到底東亞局ニ於テ併ヤ處理シ得ザルベキ見透ノ下
ニ獨立ノ局ヲ設ケントスルモノニシテ將來ハ之ガ爲特ニ
次官ヲ設クルコトヲモ考慮シツツアル旨ノ答辯アリ
竹越委員ヨリ對重慶政府和平工作ノ經過ヲ問ヒ南
委員ト共ニ南京新政府ノ承認トノ關係ヲ訊シタルニ
對シ松岡外務大臣ヨリ對重慶工作ハ二年半以來軍部
民間等ノ種々異ナレル經路ヨリ行ハレ來リタルガ最
近政府ニ於テ之ヲ統一シ畫策スルコトト爲リ汪精衛
亦一月半程以前重慶ヲ含ム和平ノ實現ヲ希望シ
其ノ筋ヲ示シ來レリ而シテ蒋介石ニ在リテモ四方面

リ探索シタルニ現下ノ情況ニシテ推移センカ日支共ニ
弱化スルヲ虞シ其ノ面目ヲ失ヤザル限リ和平ヲ要望
シアルガ如シ但シ蔣ハ既ニ帝國ノ國力大ニ弱化シタ
ルモノト錯覺シ茲ニ其ノ實狀ト開キアル爲和平條件
ニ於テモ亦彼此雙方間ニ相當ノ開キヲ豫想セラレル
旨而シテ右ノ對重慶工作ハ、爽スルニ如カズ、ノ程度ヲ
超エザルヲ以テ南京新政府ニ對シテハ從來ノ方針ヲ
易ヘズ之ト新條約ヲ締結スベク假令其ノ妥結後ト雖
蔣トノ關係ハ絶望ニ非ザル旨ノ答辯アリ

(休憩 正午—午後一時三十分)

石塚委員ヨリ朝鮮人ノ參政權問題ニ對スル政府ノ所
見ヲ求メ拓務省朝鮮部ハ今日朝鮮が臺灣ト同様
特殊ノ立場ヲ維持スルノ要ナキニ鑑ミ之ヲ廢止ス
ルヲ可トスベキコトヲ訊シタルニ對シ秋田拓務大臣
ヨリ朝鮮人ノ參政權問題ハ皇民化運動等内鮮一
體ノ施設ガ進捗シタル際内外諸般ノ情勢ニ照シテ
解決スベキモノト考フルモ未ダ其ノ時期ニ至ラザル旨
拓務省朝鮮部ハ今日ノ情勢ヨリスレバ之ヲ特置スル
必要乏シカランモ拓務省設置當時ノ精神ヲ尊重シ
存置シアル旨ノ答辯アリ同委員ハ南滿洲移植民ノ指

導監督機關及朝鮮人ノ滿洲移植斡旋機關ヲ問ヒ
タルニ對シ森部拓務省拓務局長ヨリ我が拓務省拓
務局及滿洲國ノ開拓總局ノ外兩國ノ合作機關トシ
テ滿洲國ニ關東軍參謀長ヲ以テ委員長トシ日滿兩
國ノ委員ヲ以テ構成シ拓務書記官ヲ以テ事務局長
トスル拓殖委員會アリ其ノ監督ニ係ル拓殖公社が直
接ノ世話ニ當リ特ニ義勇隊ニ付テハ別ニ新京ニ義勇
隊本部ヲ存スル旨朝鮮人入殖ニ付テハ日本ノ法人
タル鮮滿拓殖株式會社及滿洲國法人タル滿鮮拓
殖株式會社トアリ重役ヲ共通ニシ協調ヲ保タシメツ

アルモ目下拓殖公社トノ合併ヲ考慮中ナル旨ノ答
辯アリ

南委員ヨリ凡ソ移民ハ歴史的ニ之ヲ觀ルニ北方ヨリ
富ヲ求メテ南方ニ向フヲ常則トシ又生活程度高ク
勤勞度低キ從テ競争スルニ易キ地方ニ移ルヲ鐵則
トス而ルニ滿洲移民ハ右ノ兩原則ニ反スルヲ以テ若シ
國家ガ移民計畫ヲ遂行セントセバ將來土著民ノ經
濟生活ト直接接觸スルニ及ニデ生ズベキ經濟的不利
益ヲ永ク保護スル必要アリトシ政府ノ所見ヲ求メタ
ルニ對シ秋田拓務大臣ヨリ滿洲移民ハ滿洲國ヲ開發

之ヲ育成スル特殊ノ使命ヲ有スルモノニシテ經濟
原則ノ如何ニ拘ハラズ之ガ遂行ヲ要シ而シテ之ガ爲ニ
必要ナル經濟上ノ保護ハ我ガ負擔ヲ輕カラシメンカ爲
移民ニ依リ惠澤ヲ受ノル滿洲國ニモ分擔セシムベキ
旨ノ答辭アリ同委員ハ尚南方ニ存スル鐵鑛資源ノ我
ガ製鐵業ニ對スル重要度ヲ問ヒタルニ對シ秋田拓務
大臣ヨリ國際情勢殊ニ對米關係ノ急變ニ伴ヒ頓ニ
重要性ヲ加ヘ政府ニ於テモ主トシテ之ガ開發ニ當レル
石原產業株式會社ノ活動ニ期待シ之ニ最善ノ保護ト
支援ヲ與フベク目下關係當局ニ於テ協議中ナル旨ノ

答辭アリ

小幡委員ヨリ海外ニ派遣シアル技術員ノ當該國ニ對スル
關係及之ト領事館員トノ折合如何ヲ訊シタルニ對シ森
部拓務省拓務局長ヨリ領事官ノ存スル地ニ於テハ館
内ニ駐在シ其ノ存在セザル地ニ於テハ領事館ヨリ出張
シ移植民ノ指導ニ當リ其ノ職務遂行ニ付當該國ヨリ
何等異議ヲ受ケタルコトナキ旨右職員ハ領事館員
ノ一部トシテ目サルルヲ以テ他トノ折合惡カラザル旨
ノ答辭アリ

次テ原議長ヨリ現下最モ憂慮スベキ國內問題タル

中小^適業者ノ失業對策ヲ問ヒ警察官中ニ徒ニ滿洲移民ヲ慫慂シ之ヲ不安ニ陷レツツアル實情ヲ指摘シ南委員亦之ニ關聯シテ滿洲移民ハ主トシテ農業移民ナル關係上其ノ多クハ之ニ適セザル所以ヲ述べ夫々政府ノ所見ヲ求メタルニ對シ秋田拓務大臣ヨリ國際關係及國內事情ヨリ大體中小高工業者等ニ於テ約七十五萬人(中小工業従事者約五十萬人、中小高業従事者約十萬人、交通業従事者約五萬人其ノ他約十萬人)ノ失業ノ虞アリ之が救済策トシテハ殷賑產業等へノ轉業ヲ第一トシ之が為

從前ノ職業紹介所ヲ國民職業指導所トシ國民勤勞訓練所ヲ設置シ以テ失業者ノ指導訓練ヲ為シ別ニ國民更生倉庫ヲ設ケテ負債資産ノ解決ニ當ラシムル等種々考慮シツツアリ滿洲其ノ他海外へ移住進出モ解決策ノ一トシテ算フルモ之ニ適スル者ハ比較的少カルベク警察官等ノ輕擧ニ付テハ當局ニ於テ充分注意ヲ加フベキ旨ノ答辭アリ

右終テ石井委員長ハ質問終了ト認メ大臣及説明員ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

Handwritten signature and date: 1946

其ヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ハ此ノ儘可決
シ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決シ審査報告ノ作
成ハ委員長ニ一任スルコトニ決ス
仍テ石井委員長閉會ヲ宣ス

(午後四時閉會)

日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約締結及
關係公文交換ノ件外一件第一回審査委員會

昭和十五年十一月二十日(水曜日)宮中東三ノ間
本院控室ニ於テ開會

出席者

原 議 長

審査委員長

鈴木副議長

審査委員